

2018年2月28日（水曜）

全労金2018春季生活闘争ニュース・第1号

今後の日本社会と労金の職場をより良くするために、

「将来（未来）への責任」を果たすために、闘おう！

◎全労金組織における「運動の強化・統一・底上げ」に向け、労金業態で働くすべての労働者の「底上げ・底支え」「公正処遇」の実現をめざし、全組合員が一致団結しよう！

全労金は、1月26日に開催した第62回中央委員会で、全単組総意のもと全労金2018春季生活闘争方針を確立し、中央執行委員会を中央闘争委員会に改組するとともに、全労金・単組が展開する「当面の取り組み・その1」を確認しました（※全労金方針と中央委員会の概要は「ニュースぜんろうきん第2017-5号」を参照して下さい）。

連合は、2018春季生活闘争方針において、①「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの継続、②大手追従・大手準拠等の構造を転換する運動の継続、③すべての労働者の立場に立った働き方の実現への取り組み、を基本的な考え方としています。特に、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であるとともに、とりわけ、非正規労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」の実効性を高めるためにも、企業内最低賃金協定の水準等を引き上げ、法定最低賃金の改善に波及させ、「誰もが時給1,000円」の実現を図ることも不可欠である、としています。

なお、連合・神津会長は、2017年12月5日に開催された連合第76回中央委員会の挨拶で「いわゆる非正規の形態で働く仲間の労働条件に関わる取り組みについても、ステージを新たにしていく。正規労働者の処遇改善と同様に、いわゆる非正規労働者の処遇改善を個別労使、産業労使の交渉のど真ん中におく必要がある。まさに、2018春季生活闘争では、これまで非正規共闘が果たしてきた役割を個々の労使協議の中に埋め込み、そして必ず結果につなげ、そのことを社会に発信することで、非正規労働者の処遇改善の実効性を高めていかねばならない」等と挨拶されています。

全労金方針は、連合方針や2017春季生活闘争を踏まえ、労金業態に働くすべての労働者を対象として、「安定雇用の実現」「最低賃金の引き上げ」「基本賃金の改善」「年間一時金」「雇用に関する環境整備」「公正処遇の実現」等を掲げ、誰もが働き続けることができる職場環境の実現をめざしています。

また、基本スタンスには、昨年と同様に、現在の金融機関を取り巻く環境を乗り越えるためにも、労使共通認識のもと、2018年度の事業がスタートできるように交渉・協議する、としています。

現在、単組では、全労金方針やこの間の金庫・関連会社との交渉・協議経過を踏まえ、単組方針の確立に向けて職場討議や職場オルグが実施されています。全組合員の総意で単組方針を確立することとあわせて、全組合員の総意でスト権を確立し、全労金組織全体が一致団結して「統一闘争（※相互に支援する体制）」を展開しましょう！。

◎第1回中央闘争委員会を開催し、「当面の取り組み・その2」を確認しました！

全労金は、2月21日に第1回中央闘争委員会（第8回中央執行委員会）を開催し、単組方針（案）の共有とあわせて、全労金組織が一体となって「統一闘争」を展開するために、「当面の取り組み・その2」を確認しました。

具体的には、①各単組の状況や取り組みを全体で共有することを目的とした「定例報告」、②交渉期間を「第一次」から「最終（第四次）」まで設定したうえでの「第一次・第二次交渉期間」における対応、③全組合員と全労金・単組間で取り組む「共闘体制の構築」、④「全労金2018春季生活闘争ニュース」の発行等に関わる「情報の共有化」、等を確認しました。

◎全国の仲間との「共闘体制」を構築しよう！

全労金2018春季生活闘争では、すべての組合員が結集し、全労金組織全体で「統一闘争」と位置づける2018春季生活闘争に取り組む体制を強化するため、①単組間における檄交流、②各単組の要求内容等を全体で共有するため、単組の要求概要と交渉担当者の決意を「全労金2018春季生活闘争ニュース」に掲載する、③中間組織・職場組織において、所属長等に「要求書」「主旨説明」等を提出する、ことを確認しています。

各職場では、相手単組の職場組織宛に「檄」を作成していることと思います。私たちの要求を金庫・関連会社に理解・納得させ、労使共通認識のもと、2018年度の事業をスタートさせるためにも、職場における取り組み（※所属長への対応、檄の掲示等）を強化し、単組闘争委員会や全国の仲間とともに、「団結＝共闘」した闘いを展開しましょう！

***共闘体制の構築**

- 3月6日の統一要求提出日には「一斉職場集会」を開催する。
- 3月6日もしくは7日に、所属長等に「要求書」「主旨説明」を提出し、全組合員の総意で確立した要求であることとあわせて、闘争体制にある旨を伝える。また、適宜、交渉状況を伝えたうえで所属長の認識（金庫交渉者と同じ認識を持っているか）を確認し、単組闘争委員会と情報を共有する。

3月6日（火）、全労金は労金協会と「中央労使協議会」を開催します！

※ 次号は3月6日（火）に配信予定です。

以上